

飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱(平成20年飯塚市告示第122号)の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和8年9月10日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
(利用の手続) 第9条 利用希望者は、利用を希望する委託事業者(業務を委託された事業者をいう。以下同じ。)に母子健康手帳を提示し、次の各号に掲げるものを、当該委託事業者を通じて市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 利用希望者の属する世帯が市民税非課税である場合は、<u>世帯全員が市民税非課税であることを証する書類</u>	(利用の手続) 第9条 利用希望者は、利用を希望する委託事業者(業務を委託された事業者をいう。以下同じ。)に母子健康手帳を提示し、次の各号に掲げるものを、当該委託事業者を通じて市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 利用希望者の属する世帯が市民税非課税である場合は、<u>非課税世帯証明書</u>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。